

令和 8 年

第 5 回農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 7 日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（22人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
4 番	土佐 好廣	5 番	木下 栄作
6 番	川腰 康子	8 番	田邊 秀男
10 番	島倉 忠悦	11 番	長谷 吉宗
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（3人）

3 番	林 康弘	7 番	山本 康雄
9 番	樋上 豊		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 山本 和永
主 査 矢野 貴之

副 主 幹 清水 知昭
主 事 堀 圭吾

射水市農林水産課

主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和8年第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「10番 島倉委員」「11番 長谷委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第１号の説明・表決) —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第１号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号6番について、高原 委員から説明をお願いします。

高原委員

申請者である譲受人は、現在、射水市〇〇地内の実家にて両親、祖母、妻、子ども2人の計7人で生活しています。子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭となり、生活環境の改善のため、住宅を取得する計画に至りました。

申請人夫婦は共働きのため、子育てにおいて申請者の両親の協力が不可欠と考え、申請者の実家付近で検討を重ねました。

検討の結果、申請者の実家に近いことに加え、保育園や小学校にも近く、子育てや教育環境面においても魅力を感じており、申請地で住宅を建築することが最適であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号7番について、山崎 委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第2号の申請番号7番について説明します。

申請人である受人は、市内にて自動車整備・販売業を営んでいます。令和5年3月及び令和7年7月に、今回の申請地の、〇〇号線を挟んだ東側に従業員駐車場及び大型車両駐車場としてとして5条申請した上で転用の許可を受け、約350台の駐車スペースを整備しています。

今回の申請地は、〇〇号線の西側にある既存の展示場と国道の間に位置します。車両の展示スペースとして有効活用できると考え、令和7年5月に所有者と農地法第5条の許可を条件とした売買契約を締結しました。

契約締結後、農地としては面積が小さく、周囲が道路に囲まれ、位置関係も悪いため、申請地の一部を埋め立て、展示スペースとして使用してしまいました。

申請者は、農地法等に関する理解と認識が足りず、転用許可を取らずに無断転用していたことを深く反省しており、二度とこのようなことがない旨を誓約しています。

本来ならば原状復帰すべきと考えますが、既存の展示場と一体的に使用されており、代替可能性もないため、是正を図りたく今回の申請に至りました。

これまで同様に周辺には被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

末永委員

申請番号１０１１番から１０２１番について質問します。
借り手は全て同一人物であるが、新たに土地を借りて、耕作するという認識でよいか。

事務局（新保）

新規で借りるのではなく、今まで経営基盤強化法に基づいた契約だったが、この度中間管理機構を通して新たに契約し直すことになる。
耕作している土地に関しては同じだが、契約が変わり、新規という表示にせざるを得ないため、経営規模拡大等ではありません。

議長（堀会長）

他に質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第３号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
議案第３号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（堀会長）

挙手多数であります。よって議案第３号については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第４ 報告です。

— （報告第１号の説明） —

議長（堀会長）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了解をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和8年第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時3分

令和８年第５回 農業委員会総会その他協議・報告事項

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和８年６月８日（月）午後２時から
 - ・会場 射水市役所大島分庁舎３階大会議室
- 2 令和８年度最適化活動の目標設定等の公表について
- 3 令和９年度農林関係税制改正要望について
- 4 富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について
- 5 農業委員会委員の募集について